

○ 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号） 新旧対照条文（抄）
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（第三百七十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（監督組織）</p> <p>第九十七条 この法律を施行するために、労働省に労働基準主管局（労働に関する主務省の内部部局である局で労働条件及び労働者の保護に関する事務を所掌するものをいう。以下同じ。）を、各都道府県に都道府県労働局を、各都道府県管内に労働基準監督署を置く。</p> <p>（削る）</p> <p>② 都道府県労働局及び労働基準監督署は、労働大臣の管理に属する。</p> <p>③ 労働基準監督署の位置、名称及び管轄区域は、命令で定める。</p> <p>第九十八条 この法律の施行及び改正に関する事項を審議するため、労働省に中央労働基準審議会を、都道府県労働局に地方労働基準審議会を置く。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 中央労働基準審議会及び地方労働基準審議会（以下「労働基準審議会」という。）は、中央労働基準審議会にあつては労働大臣の、地方労働基準審議会にあつては都道府県労働局長の諮問に依りて前二項に規定する事項を審議するほか、労働条件の基準及び家内労働法に基づきその権限に属する事項に関して関係行政官庁に建議することができる。</p> <p>④・⑤ （略）</p>	<p>（監督組織）</p> <p>第九十七条 この法律を施行するために、労働に関する主務省に労働基準主管局（労働に関する主務省の内部部局である局で労働条件及び労働者の保護に関する事務を所掌するものをいう。以下同じ。）を、各都道府県に都道府県労働局を、各都道府県管内に労働基準監督署を置く。</p> <p>② 労働に関する主務大臣が必要であると認める場合においては、数箇の都道府県労働基準局を管轄する地方労働局を置くことができる。</p> <p>③ 地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署は、労働に関する主務大臣の直接の管理に属する。</p> <p>④ 地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署の位置、名称及び管轄区域は、命令で定める。</p> <p>第九十八条 この法律の施行及び改正に関する事項を審議するため、労働に関する主務省に中央労働基準審議会を、都道府県労働基準局に地方労働基準審議会を置く。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 中央労働基準審議会及び地方労働基準審議会（以下「労働基準審議会」という。）は、中央労働基準審議会にあつては労働に関する主務大臣の、地方労働基準審議会にあつては都道府県労働局長の諮問に依りて前二項に規定する事項を審議するほか、労働条件の基準及び家内労働法に基づきその権限に属する事項に関して関係行政官庁に建議することができる。</p> <p>④・⑤ （略）</p>

第九十九条 労働基準主管局、都道府県労働局及び労働基準監督署に労働基準監督官を置くのほか、命令で定める必要な職員を置くことができる。

② 労働基準主管局長（以下「労働基準主管局長」という。）
、都道府県労働局長及び労働基準監督署長は、労働基準監督官をもつてこれに充てる。

③・④ (略)

第百条 労働基準主管局長は、労働大臣の指揮監督を受けて、都道府県労働局長を指揮監督し、労働基準に関する法令の制定改廃、労働基準監督官の任免教養、監督方法についての規程の制定及び調整、監督年報の作成並びに中央労働基準審議会及び労働基準監督官分限審議会に関する事項その他この法律の施行に関する事項をつかさどり、所属の職員を指揮監督する。

(削る)

② 都道府県労働局長は、労働基準主管局長の指揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整及び地方労働基準審議会に関する事項その他この法律の施行に関する事項をつかさどり、所属の職員を指揮監督する。

③ 労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、この法律に基く臨検、尋問、許可、認定、審査、仲裁その他この法律の実施に関する事項をつかさどり、所属の職員を指揮監督する。

④ 労働基準主管局長及び都道府県労働局長は、下級官庁の権限を自ら行い、又は所属の労働基準監督官をして行わせることができる。

第九十九条 労働基準主管局、地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に労働基準監督官を置くのほか、命令で定める必要な職員を置くことができる。

② 労働基準主管局長（以下「労働基準主管局長」という。）
、地方労働局長、都道府県労働基準局長及び労働基準監督署長は、労働基準監督官をもつてこれに充てる。

③・④ (略)

第百条 労働基準主管局長は、労働に関する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、労働基準に関する法令の制定改廃、労働基準監督官の任免教養、監督方法についての規程の制定及び調整、監督年報の作成並びに中央労働基準審議会及び労働基準監督官分限審議会に関する事項その他この法律の施行に関する事項をつかさどり、所属の官吏を指揮監督する。

② 地方労働局長は、労働基準主管局長の指揮監督を受けて、管内の都道府県労働基準局長を指揮監督し、監督方法の調整に関する事項をつかさどり、所属の官吏を指揮監督する。

③ 都道府県労働基準局長は、労働基準主管局長又は地方労働局長の指揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整及び地方労働基準審議会に関する事項その他この法律の施行に関する事項をつかさどり、所属の官吏を指揮監督する。

④ 労働基準監督署長は、都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、この法律に基く臨検、尋問、許可、認定、審査、仲裁その他この法律の実施に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

⑤ 労働基準主管局長、地方労働局長及び都道府県労働基準局長は、下級官庁の権限を自ら行い、又は所属の労働基準監督官をして行わせることができる。

(国の援助義務)

第二百五条の二 労働大臣又は都道府県労働局長は、この法律の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならない。

(紛争の解決の援助)

第二百五条の三 都道府県労働局長は、労働条件についての労働者と使用者との間の紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争、国营企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十二条第一項に規定する紛争を除く。）に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

② 都道府県労働局長は、前項に規定する助言又は指導をするため必要があると認めるときは、広く産業社会の実情に通じ、かつ、労働問題に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(国の援助義務)

第二百五条の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、この法律の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならない。

(紛争の解決の援助)

第二百五条の三 都道府県労働基準局長は、労働条件についての労働者と使用者との間の紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争、国营企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十二条第一項に規定する紛争を除く。）に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

② 都道府県労働基準局長は、前項に規定する助言又は指導をするため必要があると認めるときは、広く産業社会の実情に通じ、かつ、労働問題に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。